

佐賀県「行政の窓口」及び「受付」の管理運営等業務委託説明書

業務名	佐賀県「行政の窓口」及び「受付」の管理運営等業務
履行場所	行政の窓口及び受付（佐賀県庁新館1階）及び業務の履行に必要な場所
履行期間	令和8年10月1日（木）から令和10年3月31日（金） （業務の引継ぎが必要な場合は、令和8年9月15日（火）から令和10年3月31日（金））
契約上限額	27,957千円（消費税及び地方消費税を含む） （業務の引継ぎが不要な場合：27,720千円）
説明会	令和8年7月21日（火）午前10時
仕様書等に対する質問書提出期限	令和8年7月30日（木）午後3時
参加資格確認申請書提出期限	令和8年7月31日（金）午後3時
提案書提出期限	令和8年8月10日（月）午後3時
審査会（プレゼンテーション）	令和8年8月19日（水）
最優秀提案者の決定通知	令和8年8月24日（月）まで

1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| ア 参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 誓約書（様式第3号） | 1部 |
| ウ 会社概要（パンフレット等でよい） | 1部 |
| エ 定款又は寄附行為の関係書類 | 1部 |

(2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第4号「仕様書等に対する質問書」に記入のうえ、電子メール

（宛先：kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp）により提出すること。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類・・・提出部数はそれぞれ6部とし、正本1部、副本5部とする。

- ア 様式第5号『佐賀県「行政の窓口」及び「受付」の管理運営等業務提案書』
- イ 貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）【直近3事業年度】
- ウ 法人登記簿謄本
- エ 様式第6号「見積書」

(2) 作成にあたっての注意事項

ア A4左肩1か所綴じ

イ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

(3) 提出後の提案書及び添付書類の変更、差し替え等は認めない。

(4) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

(5) 提出は持参又は郵送による。

(6) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送で提出する場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

4 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査員にて協議の上、最優秀提案者を決定する。

(4) 企画競争参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。

(5) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

5 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提案された提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(2) 参加者側の出席者は3人以内とし、ヒアリング時間は、1者あたり60分程度（説明30分、質疑30分程度）を予定している。

6 契約書について

(1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

(2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

7 留意点

(1) 提出された資料は返却しない。

(2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) このプロポーザルについての質問は、電話若しくは電子メールで受け付けることとし、質問及び回答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。
- (5) 全ての参加者の企画提案書が最低基準点に満たない場合、本プロポーザルを取り止める。

8 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

9 契約上限額(金額には消費税及び地方消費税を含む。)

- (1) 業務の引継ぎが必要な場合
 - 契約全体額 金 27,957 千円
 - 令和8年度 金 9,477 千円
 - 令和9年度 金 18,480 千円
- (2) 業務の引継ぎが不要の場合
 - 契約全体額 金 27,720 千円
 - 令和8年度 金 9,240 千円
 - 令和9年度 金 18,480 千円

10 このプロポーザルについての「提出先」及び「問い合わせ先」

佐賀県 政策部 広報広聴課 広聴担当 城島、高島
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 新館6階
TEL : 0952-25-7351
電子メールアドレス : kouhou-kouchou@pref.saga.lg.jp

11 添付書類

- (1) 公示
- (2) 説明書
- (3) 様式第1号～様式第6号
- (4) 業務委託仕様書
- (5) 各種資料
- (6) 評価基準
- (7) 契約書(案)